

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
211	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	地域少子化対策強化 事業(交付金)の要件 緩和	地域における少子化対策強化の ために行う出会い・結婚支援等 の事業が先駆的な取組と認めら れない場合、情報提供・啓発事 業などの基礎的・共通的事業も 対象外になることから、施策の基 盤となる基礎的・共通的事業に ついては継続的に実施できるよ う、制度の見直しを行う。	【具体的な支障事例】 地域少子化対策強化事業(交付金)を活用して、初年度、企業や地域を巻き込んで、未婚者の会 員登録や社員の結婚を応援する企業の登録により結婚・婚活に関する情報のマッチングを図るな ど、結婚に向けた情報提供等を行う「出会いサポートセンター」を開設した。 次年度は、地域で結婚支援活動をしている団体を「ひろしま出会いサポーターズ」に任命し、地域 での取組を広く発信するなど、センターの活動強化を図ることとしていたが、これらの新規事業は、 結婚希望者の出会いの機会づくりを目的とした事業として当該事業(交付金)の対象とならなかつ たことから、初年度に開設した基礎的・共通的業務であるセンター事業についても単なる継続事業 と見なされ対象外となった。 このため、今後のセンター事業の運営や少子化施策の展開に制約が生じる恐れがあり、長期的・ 安定的な取組を推進する上で支障となっている。 【制度改正の必要性】 地域少子化対策強化事業(交付金)は、継続事業が更なる先駆的な取組と認められない場 合、原則、当該事業(交付金)の対象とならないため、少子化施策の基盤となる情報提供・啓発事 業などが実施しにくく安定的な事業運営を図りにくいものとなっている。 このため、少子化対策に関する情報提供・啓発事業などの基礎的・共通的事業については、一定 程度、継続的に実施できるよう制度を見直す必要がある。	地域少子化対策強化 事業実施要領 地域少子化対策強化 交付金交付要綱	内閣府	広島県 中国地方知 事会 三重県